

捨て犬・捨て猫問題にどのように立ち向かうか

—— 動物愛護政策の現状とサンフランシスコ SPCA の示唆 ——

人間環境学部人間環境学科 4 年
實 本 彩

《論文要旨》

現在の日本では、犬や猫は単なるペットの域を超えて、「パートナー」、あるいは「コンパニオンアニマル（伴侶動物）」と呼ばれることも多くなった。家族同様に暮らし、熱い思いを注がれる対象が増えていることは事実である。しかし、その裏で日本では年間約 44 万匹が殺処分されている。しかもそのほとんどが無責任な飼い主によって捨てられた犬や猫である。

このような日本の現状は動物愛護先進諸国では考えられないことであり、他国と比べて日本の動物愛護に対する意識の低さは目立っている。本論文では、このような日本の動物愛護政策の遅れに対する問題を、捨て犬・捨て猫問題に着目して論じている。まず日本の動物愛護政策の現状を調査し、捨て犬や捨て猫が収容される動物収容施設の役割や、施設が抱える問題を学んだ。さらに動物愛護先進国であるアメリカのサンフランシスコにあるサンフランシスコ SPCA というシェルターの取り組みを学ぶことによって、捨て犬・捨て猫問題に立ち向かうためには行政と民間の協力体制が非常に重要になるということがわかった。この協力体制は日本の動物愛護政策の中には見られないものであり、これから整えていかななくてはならない課題である。

このように日本の動物愛護政策の現状とサンフランシスコ SPCA の取り組みを並行して調査することによって、日本の動物愛護政策の課題やサンフランシスコ SPCA モデルの日本への導入の可能性を見出していくことができたのである。



目 次

はじめに

第1章 日本の動物愛護政策の展開

第1節 動物愛護管理法の策定過程と内容

第2節 動物愛護管理法の再改正

第3節 動物愛護管理法と自治体条例の関係

第4節 動物収容施設の役割

第5節 動物収容施設が抱える問題

第2章 日本の取り組み

第1節 日本の各自治体の取り組みの比較・分析

第2節 神奈川県動物保護センター

第3節 日本の動物愛護団体の取り組み

第3章 海外先進事例

第1節 サンフランシスコ SPCA

第2節 サンフランシスコ SPCA の取り組み

第3節 サンフランシスコ SPCA と ACC の協力関係

第4節 サンフランシスコ SPCA の問題点

第4章 サンフランシスコ SPCA モデルと日本への示唆

第1節 No Kill City と協体制

第2節 サンフランシスコ SPCA モデルの導入に向けて

おわりに

注釈

参考文献

はじめに

日本は現在、空前のペットブームといわれている。犬や猫は単なるペットの域を超えて、「パートナー」、あるいは「コンパニオン・アニマル（伴侶動物）」と呼ばれることも多くなった。かつては牛や馬などの「産業動物」が、動物の中で特に重要な存在であったが、今日ではペットが人々の生活との間の中で重要性を高め、必要不可欠の存在になりつつある。核家族化や少子高齢化を考慮すると、そのような傾向は今後ますます強まるものと考えられる。

しかし、動物に対する社会の対応は、未だ不適切なものが少なくない上、一部の心ない人による動物虐待行為や、無責任な飼い主による動物の遺棄も跡を絶たず、日本では年間約44万匹が殺処分されている。

このペットブームに乗って、名ばかりの無知なブリーダーの無計画な繁殖や、劣悪な衛生管理状態のペットショップなど、動物を商品としか考えない悪質な動物取扱業者の増加も問題となっている。また「流行っているから」という安易な気持ちで無知のまま動物を飼うという飼い主の問題、このような無知な飼い主が動物を簡単に手に入れて、簡単に手放すという風潮から捨て犬・捨て猫の問題がうみだされる⁽¹⁾。

このように現在の日本のペットを取り巻く環境は、販売側の問題、飼い主側の問題、この両者からうみだされる捨て犬・捨て猫の問題が関わり合っている（図1参照）。図2は、近代化や工業化によって発生した環境問題が大地・生物・人間の生活のすべてに影響を与えていることを示した図である⁽²⁾。1つの問題が様々なセクターに影響を与えているという点で、この2つの図は非常によく似ていると

いえる。図2では環境破壊の大きな原因を作った人間が加害者でもあり、また土壌汚染や生態系破壊などによって、自らの生活産業や健康状態に影響を及ぼされている被害者となっている。それに対して図1では、ペットブームによって生じた問題の全被害を動物たちが被っているのである。この点が図1と図2の大きな相違点であるといえる。環境問題が深刻化する中、世界中で人と環境が共生していくための対策がとられているのと同じように、ペットブームの日本も人と動物が共生していくための方法を考える必要がある。

本論文では図1で示した3つのセクターの中で、ペットブームの被害者となっている捨て犬・捨て猫の問題に着目して論じていく。第1章では日本の動物愛護政策の歴史と現状を述べていき、第2章では日本の各自治体で取り組まれている動物愛護政策を比較・分析し、中でも積極的に捨て犬・捨て猫問題に取り組んでいる自治体の取り組みを詳しく見ていく。また、そこからこれからの日本の動物愛護政策の課題を見出していく。第3章では動物愛護先進国であるアメリカで行われている取り組みに注目し、論じていく。それを踏まえ、第4章で日本と比較し、日本には何が足りなくて何が必要であるのかを見出していく、日本の動物愛護政策の進むべき方向について考えていきたい。

図1

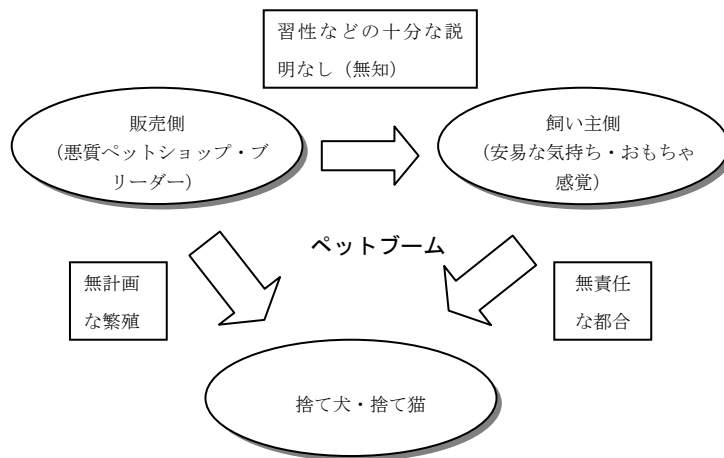
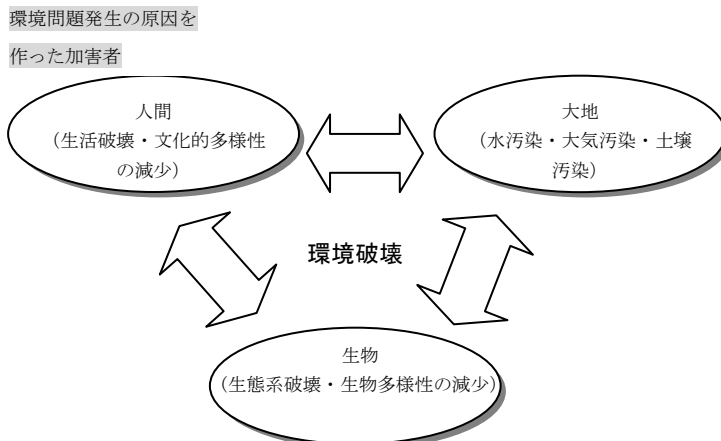


図2



第1章 日本の動物愛護政策の展開

第1節 動物愛護管理法の策定過程と内容

人は、古くから犬や猫、また牛や馬などの動物を家畜として飼育して、生活を共にし、また様々な目的のために利用してきた。しかし現在の動物愛護管理法の前身である「動物の保護及び管理に関する法律」(以下、動物保護管理法)が1973年に制定されるまで、これらの動物に関し、家畜としての衛生や公衆衛生の確保、または動物の有効利用による産業振興などを目的とした法制度はあったが、動物の愛護と管理を目的とした法律はなかった。

1970年代になり、犬による咬傷事故が多発して社会問題化するとともに、天皇の訪英を前にして、英国の新聞等に「日本は動物愛護に関する法律がなく、犬が虐待されている」との非難記事が掲載されるなど、日本の動物愛護政策の遅れについて海外からの批判が相次いだ。こうしたことを契機に動物愛護法制定の気運が高まり、1973年9月に動物保護管理法が日本初の動物の愛護と管理のための法制度として議員立法により制定され、翌1974年4月1日から施行された。

この動物保護管理法は、目的こそ「国民の間に動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」を掲げていたが、そのための行為規範としては限定的な保護動物への虐待の禁止(罰則規定)と動物の適正な飼養に対する飼い主の責務などの努力義務にとどまっていた。このため、法律制定直後から実効性に欠けるのではないかと意見があり、動物愛護団体などからは動物保護管理法の改正を望む声が継続して発せられてきていた。

この動物保護管理法の制定から4半世紀以上が経過し、都市化や核家族化など社会の状況と、その中で人と動物を取り巻く環境が変化するとともに、動物に対する社会の認識や人々の生活における動物の存在意義も大きく様変わりした。ペットの重要性が高まる一方、飼い主とそうでない者の意識の隔たりなどに起因するペットを巡るトラブルも顕在化する傾向にあり、野生動物のペット化も含めて多様化している動物の飼養をより適正なものにしていく必要があった。

また、1997年に神戸市で発生した児童連続殺傷事件では、加害者の中学生に猫を虐待していた経歴があったことから、凶悪犯罪につながる可能性の高い生命を軽視する心理が動物虐待という行為になって現れていたとの報道がなされ、社会的な関心を集めた⁽³⁾。

虐待行為を有効に抑止し得ない動物保護管理法の不備が指摘されるとともに虐待に対する罰金の軽さが、器物破損罪の適用をもたらし、取り締まりの側からも法の罰則規定が機能していないという問題が指摘されてきていた。

このような社会的な要請に応えるため、1999年に法改正が行われた。主な改正点としてまず、法律の名称があげられる。もとの「動物の保護及び管理に関する法律」から「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護管理法)に改正された。ここでいう愛護とは「愛情や優しさを持って対象である動物の習性等に配慮して取り扱うこと(kind treatment)、すなわち、人間の側からの動物に対するその習性等に十分配慮した適正な飼養をその中核としたアプローチであり、動物とのより良い関係づくりを目指す行為の総体であるといえる。加えて、それらの行為をなすことに伴い生じる愛護の気風や生命尊重等の情操などをも併せて意味するもの」としている。改正前は第1条の「目的」の中でも保護と愛護をわけて明記していて、動物に対する実体的な行為を保護と位置づけていたため、残された愛護の位置づけが曖昧なものとなっていた。しかし、愛護という言葉は適正に飼養するなどの実

体的な行為をその理念と一体不可分に内包するものであることから、今回の改正で「保護」の用語を「愛護」に置き換え、このような動物の愛護の趣旨内容を明確にした。

主な改正点として次に、飼い主責任の強化のための条文が付け加えられたことがあげられる。条文では以下の3点の飼い主責任が明記されている。第1点は動物の健康及び安全の保持(第5条第1項)。第2点は動物による人の生命等への危害の防止(第5条第2項)。第3点としては動物の飼養等による人への危害の防止である(第5条第3項)。特にこの3点目は近隣の人々と協調して気持ちよく動物を飼うために必要であるのみならず、社会全体での人と動物の共生を実現していく上においても重要であるといえる。また飼い主責任を強化するために、新たに動物販売業者の動物の購入者に対する適正な飼養方法等の説明責任を明記した条文が新設された(第6条)。

動物の飼養や取り扱いが社会全体で適正になされていく必要があるという点で、業として動物を継続して取り扱っているペットショップや動物園などの動物取扱業者は、動物の愛護と飼養のあり方について業務を通じて広くまた密接に関係していくことになる。したがって、動物の健康及び安全を保持するために適正な飼養を確保することに対する社会的な役割は大きく、その責任は極めて重い。

プロの飼い主としての動物取扱業者の役割と責任を制度的に確保するため、動物愛護管理法において新たに動物取扱業者に対する規制措置が設けられた。内容としてはまず、事業所ごとにその所在地の都道府県知事への届け出が義務づけられた。また、施設の立ち入り調査や改善命令についての規定も明記された。しかしこれらについての細かい規定はこの法律上では定められておらず、都道府県または指定都市の条例に委ねられている。

また、動物保護管理法では殺傷も含む虐待及び遺棄に対して3万円以下の罰金であったのに対し、動物愛護管理法では殺傷については1年以下の懲役または100万円以下の罰金、飼育放棄などの虐待や遺棄については30万円以下の罰金と大幅に強化された。

こうして大幅に改正された動物愛護管理法は2000年に施行された⁽⁴⁾。法律の制定当時は総理府の所管であり、改正直後は内閣府の所管であったが、現在は環境省の所管となっている⁽⁵⁾。

この動物愛護管理法は動物取扱業者への規制、虐待や遺棄・殺傷などに対する罰則の強化など動物保護管理法に比べてかなり厳しくはなったが、さらに厳しい規制が必要という声も多く、また虐待の明確な定義や個体識別措置の徹底など残されている課題は多かった。動物愛護管理法は附則の第2条で施行後5年を目途として、法律の施行状況に検討を加え、またこの間の先進的な地方公共団体や民間団体などによる各種の取り組み状況を勘案し、動物の適正な飼養等の観点から必要があると認めるときは、本法に基づく規制等の見直しなど所用の措置を講ずることが規定されていた⁽⁶⁾。よって、残された課題は5年後の再改正に見送られたということになる。

第2節 動物愛護管理法の再改正

2005年6月に動物愛護管理法の一部を改正する法律が公布された。改正された主な点として第1に、動物愛護に関する基本指針や推進計画が定められることになった。これは動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本指針を定め、都道府県は基本指針に即して、動物愛護管理推進計画を定めるというものである。動物愛護管理基本指針は2006年10月31日に公表された。今後この基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、推進計画を定めることが求められている。

第2に、動物取扱業の適正化として、登録制が導入された。現行の届出制を登録制に移行し、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取り消し及び業務停止の命令措置が設けられた。

第3は、個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化である。人の生命等に害を加えるおそれがあるとして政令で定める特定動物について、マイクロチップ⁽⁷⁾などの個体識別措置が義務づけられる。なお、その他の動物について、その所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が定めることとなった。また、特定動物による危害防止の徹底を図るため、その飼養または保管について全国一律の規制（許可制）が導入されることとなった。

第4として、さらに罰則が強化された。愛護動物に対する虐待や遺棄の罰金が、30万円以下から50万円以下に引き上げられた⁽⁸⁾。その他にも特定動物の飼養の許可制や、実験動物の福祉の向上、学校・地域・家庭での動物の愛護管理の普及啓発推進なども新たに盛り込まれることになった。

動物愛護管理法は、日本の動物愛護に関するガイドラインを定めた法律である。この動物愛護管理法をうまく機能させるために都道府県や指定都市では動物愛護に関する条例を定めている。2006年10月31日に公表された動物愛護管理基本指針にも、都道府県・指定都市による指針に即した動物愛護管理推進計画の策定が定められているように、日本の動物愛護管理政策を進める上で、自治体が果たすべき役割は非常に大きいということが分かる。そこで次節では、この動物愛護管理法と自治体条例の関係について詳しく分析していく。

第3節 動物愛護管理法と自治体条例の関係

都道府県や指定都市は、独自の動物の愛護に関する条例を持っているため、収容所で保護した犬を何日間保護し続けるか、保護期間が過ぎた犬や猫の殺処分方法、動物取扱業に対する規制方法など、自治体によって内容が異なっている。この条例は動物愛護管理法に基づいて作られた条例であり、同法によって示された方針を細かく規定して、この法律をうまく機能させるための条例である。実際、動物愛護管理法第14条では次のように定められている。

「都道府県または指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業を営む者（動物取扱業を営もうとする者を含む。）に対して、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。」⁽⁹⁾

これは動物取扱業に関する条文であるが、上述の収容所の保護期間については、2日間の自治体もあれば、5日間を設定している自治体もある。殺処分方法についても、ガス室を使用していたり、注射によるものであったり、注射で使用する薬品も自治体によって様々だ。動物愛護管理法では第23条で「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって」⁽¹⁰⁾としか定められていない。これらは、地方分権の趣旨から、法律に規定された自治事務について地方自治体が条例により独自の取り組みを行うことを妨げるものでないことを示している。

自治体の独自の取り組みは、捨て犬・捨て猫の問題に対しても例外でなく、地域により違いがある。全国で最も都市化が進んでいる東京都では、こうした問題が早くから顕在化してきた。東京都は、2000年度から動物取扱業の登録制度を開始し、2003年には動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）を策定している。即述のように2005年に改正された動物愛護管理法で都道府県に対して動物愛護管理推進計画の策定が定められているが、東京都は国の法制度よりも先んじた対応を行っている。このハルスプランでは3つの基本的視点に沿って合計30の具体的事業プランが提示されている。3つの基本的視点とは、第1に都・区市町村・民間団体・住民の役割分担の明確化と協働体制の整備、第2に動物の適正飼養の推進に向けた飼い主や動物取扱業者の責務の明確化や監視・指導体制の整備、第3に人

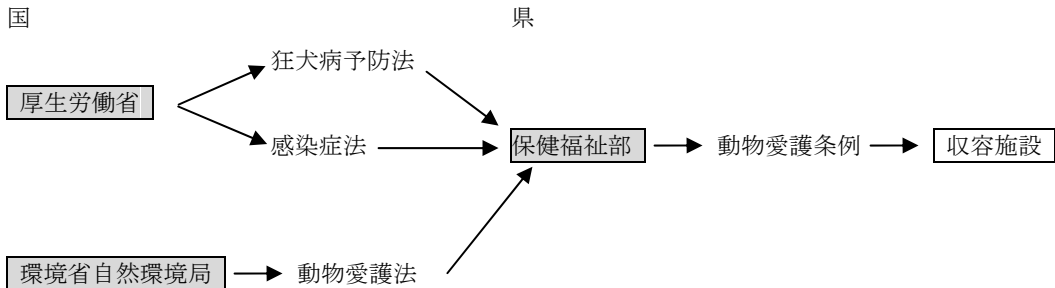
畜共通感染症や災害時の動物の疾走への対応など人間の健康管理にむけた体制の整備である。この具体的プランの中には飼い主のいない猫との共生支援事業や、動物シェルター（動物収容所）機能の充実、虐待・遺棄防止の取り組みなど、捨て犬・捨て猫問題に対する取り組みも多数提示されている⁽¹¹⁾。

このように東京都のように動物愛護推進のために、国の法制度の先駆けとなるような積極的な取り組みを行っている自治体もあるが、ほとんどの自治体は国の法改正をきっかけとしてこれから計画を策定するという段階である。自治体ごとの取り組みの比較・分析は次章で行うこととして、次節では条例に基づいて自治体ごとにおかれている動物収容施設について論じていく。

第4節 動物収容施設の役割

動物収容施設は動物愛護センターや動物保護センターと呼ばれており、この施設で動物の引き取りから一時収容、譲渡事業、殺処分まで行われている。動物収容施設では、主に狂犬病予防法・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）・動物の愛護及び管理に関する法律・自治体ごとに作られる動物の愛護及び管理に関する条例（以下、動物愛護条例）に基づいて事業が進められている。（図3参照）

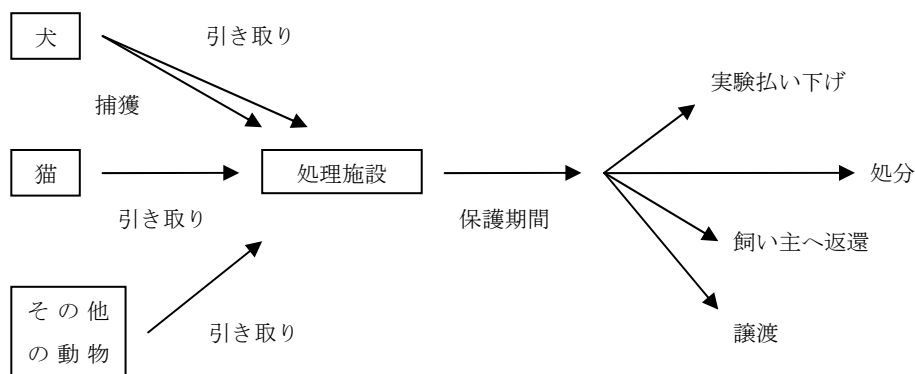
図3



動物愛護管理法ができる前は、先述の主な法律の中の狂犬病予防法が動物行政の基本となっていたため、動物収容施設は狂犬病対策のための施設であった。当時、対応していたのは犬だけで、現在行われているような猫やその他動物に対する事業は行われていなかった。主な仕事は野犬を捕獲して処分することであった。狂犬病予防法では、犬の繋留が義務づけられており、繋留されていない犬は捕獲・処分してもよいことになっている。では、猫に対してはどのようにして犬と同じような法律ができなかったのだろうか。それは日本には猫を繋いで飼うという習慣がなかったからである。犬が番犬として飼われるのに対して、猫はネズミ取りのために飼われていたため、放し飼いが普通であった。野良猫を捕獲する法律が作られなかったのはこのためである⁽¹²⁾。

動物愛護管理法ができて、ペットブームとともに人々のペットに対する考え方も大きく変化した。動物収容施設も今まで対応していなかった猫やその他動物の引き取りも行うようになり、処分数を少しでも減らすために譲渡事業を行っている自治体も多い。動物収容施設に保護された動物は、保護期間の間に元の飼い主が見つければ返還され、里親が見つければ譲渡される。保護期間が過ぎても飼い主も里親も見つからなければ、各種研究施設に動物実験用に払い下げられるか、殺処分されることになる⁽¹³⁾。（図4参照）

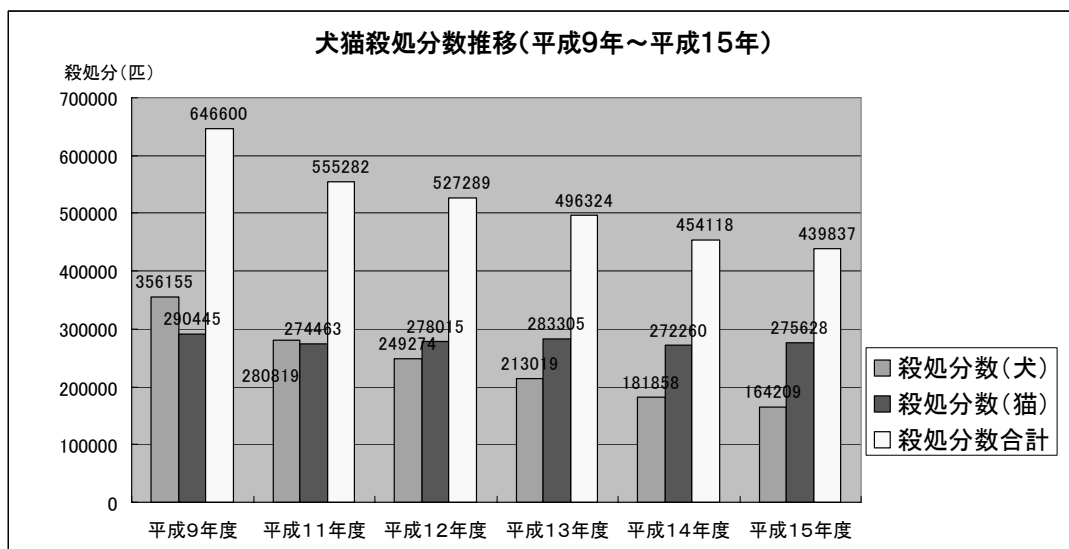
図 4



2003年の犬・猫殺処分数は、犬164,209匹、猫275,628匹、合計439,837匹となっている⁽¹⁴⁾。図5を見ると、毎年殺処分数が減少していることが分かる。ペットブームにより人々の動物に対する意識が向上していることや、処理施設の努力など様々な原因が生み出した結果といえる。

1997年に殺処分された犬の数と譲渡された犬の割合は100対3であった。それに対して、2003年はその割合が100対8.4となり、引き取り数・殺処分数の減少を考慮しても譲渡数が順調に向上していることが分かる。また、猫に関して同様の計算をすると、1997年には100対0.6であったものが2003年には100対1.4と、譲渡された猫の割合が少しずつであるが増えている。これは自治体がそれまで消極的であった猫の一般譲渡に力を注ぎ始め、それに市民や動物愛護団体などが答え始めた結果といえる。犬と異なり、ブランド（純血種）志向がそれほど高くない猫に関しては、自治体と動物愛護団体などの民間との協働をさらに進めることで、この割合を今後も向上させていくことは十分可能であると考える。そのためには徹底した不妊去勢と積極的な一般譲渡、この2つを同時並行して進めていく必要がある⁽¹⁵⁾。

図 5



出典) ALIVE, AVA-net, いきもの SOS

第5節 動物収容施設が抱える問題

動物収容施設で行われている犬や猫の殺処分数が年々減少していると第4節で述べたが、この結果は犬の殺処分数が減少していることに起因するもので、猫の殺処分数の変化は小さい。原因の1つとして猫が犬に比べて安易に飼育が始められ、安易に飼育が放棄されることがあげられる⁽¹⁶⁾。

また、引き取り収容数に関していえば、猫の場合は持ち込まれる猫の8割以上が子猫（生後3ヶ月未満）となっている。犬と比較すると猫の場合は一般譲渡が少なく、生後間もない子猫に関しては収容施設で保護を続けるのは困難という理由から保護期間を待たずに即日処分となるため、引き取られた子猫、成猫の割合はそのまま殺処分数へ反映される。したがって殺処分される猫の8割が子猫であり、その割合も過去ほとんど変わっていない。この最大の理由は、やはり不妊・去勢手術の不徹底が原因であるといえる。不妊・去勢の普及により、少なくとも毎年20数万匹の子猫を殺処分しなくてもすむということが広く理解されなければならない⁽¹⁷⁾。今後さらに行政と動物愛護団体などの民間とがタイアップを図り、今いる以上の野良猫を増やさない方策を推進していくことが必須である。

第3節で殺処分方法も自治体ごとで異なるということ述べた。現時点では、依然としてガス室での殺処分が大半を占めている。しかし近年、麻酔薬の投与の後、静脈注射による処分に変更する自治体が徐々に増えている。かつて犬や猫の殺処分数が100万匹を超えていた当時は、ガスによる大量処分機が役立ったのかもしれないが、処分数が今後大きく減少していくならば、ガス室の必要性は低下していく。また、ガス室自体が老朽化していても、新規に購入することは財政的に見て難しい自治体も多い。それよりも麻酔薬を用いての注射による処分の方が、はるかに低コストであり、かつ動物に苦しみを与えない方法であるといえる⁽¹⁸⁾。しかし、動物収容施設の人員不足のため、その処分する人間の精神的負担は重くなる。1匹ずつ注射する方法が理想であると分かっているにもかかわらず処分する獣医師の精神的苦痛を考えると難しいとする自治体もある。

また今後は、犬・猫の引き取り、処分に関する費用は飼い主負担を原則とするべきであり、現在静脈注射による処分を無料でやっている自治体はなおさら、有料にするべきである。「有料にするとその辺に捨てる飼い主が増える」という意見もあるが、これに対しては、動物の遺棄は罰金刑が科せられる犯罪であることをより広く周知徹底させることが必要である。また、警察や動物愛護推進員⁽¹⁹⁾などの活動で、動物の遺棄を防止していくことも考えられる。

一方、殺処分は市民の税金で行われているものである。適切に動物を飼育している市民や、動物を全く飼育していない市民の税金も、多分に使用されているのである。このことを考えれば、自己の都合で飼育動物を処分する市民が処分費用を自己負担するのは当然のことだ。

日本の動物愛護政策は、法律の改正状況を見ても分かるように変化してきている。法律の下、都道府県・政令都市で定められている条例もそれに伴って変化してきている。次章では自治体ごとに定められた条例を分析し、内容にどのような差があるのか比較していく。また同時に、それぞれの動物収容施設で行われている取り組みの現状についても比較していきたい。そして殺処分数を減らすために積極的に努力している自治体の取り組みを国内先進事例として紹介していく。

第2章 日本の行政の取り組み

第1節 日本の各自治体の取り組みの比較・分析

日本全国の各自治体では動物愛護管理法のもと、動物愛護管理条例を定めている。この条例は条文の数も自治体ごとでバラバラであるが、内容に関しても差が見られる⁽²⁰⁾。この条例がその自治体の動物愛護政策に反映されるため、各自治体によって捨て犬・捨て猫問題に対する取り組みに差が見られるのである。

本節では自治体ごとで捨て犬・捨て猫問題に対する取り組みにどのくらい差があるのかを比較・分析していく。比較対象は47都道府県、13政令指定都市、34中核市、10保健所設置市の計104自治体とし、2003年度の統計・業務内容を比較していく。比較項目は捨て犬・捨て猫問題に大きく関係しているものを筆者が抜粋した。まず動物収容施設で行われている引き取りの数、一般譲渡される数、殺処分される数を犬・猫別に示した。さらに、取り組みの比較として、予算規模、収容所保護期間、殺処分方法、動物愛護担当職員の設置と人数、動物愛護推進員の設置と人数を比較した。

捨て犬・捨て猫問題にどのように立ち向かうか

表 1

全国自治体における殺処分数 / 犬+猫 / 2003年度

	引き取り						一般譲渡						殺処分						犬猫合計殺処分数
	犬			猫			犬			猫			犬			猫			
	子犬	成犬	合計	子猫	成猫	合計	子犬	成犬	合計	子猫	成猫	合計	子犬	成犬	合計	子猫	成猫	合計	
北海道			2,331			3,980			653			251			3,668			3,689	7,357
小樽市	5	43	48	428	72	500	0	11	11	1	0	1	5	51	56	427	72	499	555
函館市	73	108	181			746			99			6			153			740	893
札幌市	40	227	267	1,753	585	2,338	57	216	273	33	40	73	7	268	275	1,720	545	2,265	2,540
旭川市			129	202	221	423			31	10	5	15			179	192	216	408	587
青森県	275	644	919	1,490	436	1,926	161	89	250	116	9	125	444	1,608	2,052	1,668	557	2,225	4,277
岩手県	487	660	1,147	3,010	926	3,936	91	59	150	0	16	16			1,815			3,920	5,735
宮城県			1,569			5,804			239			31			2,118			5,771	7,889
仙台市	79	115	194	1,928	252	2,180	47	20	67	11	5	16	32	231	263	1,917	247	2,164	2,427
秋田県	200	341	541	390	183	573						0			1,010			1,080	2,090
秋田市	1	60	61	256	139	395			0			1			133	256	137	393	526
山形県	53	253	306	2,338	366	2,704			3			0			566			2,704	3,270
福島県			799	2,909	588	3,497	51	23	74	7	0	7			2,620	2,902	588	3,490	6,110
郡山市	248	75	323	555	44	599	4	3	7	1	0	1	244	271	515	554	44	598	1,113
いわき市	27	71	98	453	69	522	10	12	22			0			484	453	69	522	1,006
茨城県	3,700	1,942	5,642	5,523	1,438	6,961	256	142	398	96	8	104			9,868			6,985	16,853
栃木県			1,333			2,456	162	0	162			0			4,264			2,456	6,720
宇都宮市			237			849			0			0			557			849	1,406
群馬県			1,218			3,429			542			190			3,523			3,429	6,952
埼玉県			1,448			5,089			262			53			3,962			5,075	9,037
さいたま市	2	65	67			165			0			0	38	162	200			840	1,040
川越市	23	47	70	305	86	391	0	5	5			0	56	106	162	251	77	328	490
千葉県	2,660	1,579	4,239	10,068	1,488	11,556			221			96			9,422			11,613	21,035
千葉市			248			929			113			13			490			1,227	1,717
船橋市	9	42	51	418	90	508	3	13	16	9	1	10	11	70	81	409	86	495	576
東京都	49	1,415	1,464	10,021	618	10,639			513			184			773			11,126	11,899
神奈川県	72	325	397	490	309	799	112	228	340			54	15	673	688	2,680	342	3,022	3,710
横浜市			617	2,151	2,318	4,469	14	41	55			562			331			4,272	4,603
川崎市	12	79	91	379	154	533			38			24			115			1,494	1,609
横浜須賀	12	52	64	653	88	741	22	24	46	16	1	17	0	65	65	637	87	724	789
相模原市	0	44	44	203	48	251	0	21	21	0	1	1	6	91	97	203	47	250	347
新潟県	145	306	451	2,959	1,242	4,201	179	220	399	215	32	247			486			4,117	4,603
新潟市	0	44	44			631			57			42			44			589	633
富山県			342			1,715			128			55			404			1,861	2,265
富山市	7	61	68	378	52	430	12	27	39	23	1	24	7	52	59	360	59	419	478
石川県			411	1,133	345	1,478			246			0			518			1,478	1,996
金沢市	10	34	44	493	112	605	18	2	20	5	0	5	6	61	67	483	108	591	658
福井県	239	132	371	1,137	157	1,294	30	6	36	5	0	5	493	598	1,091	1,132	157	1,289	2,380
山梨県	389	297	686	1,801	967	2,768			150			45			1,629			2,747	4,376
長野県	273	407	680	3,165	1,233	4,398	284	200	484	82	17	99	75	967	1,042	3,103	1,272	4,375	5,417
長野市	21	58	79	307	94	401	18	21	39	13	0	13	26	115	141	298	105	403	544
岐阜県	446	669	1,115	2,747	832	3,579	369	122	491	32	2	34			1,496	2,715	830	3,545	5,041
岐阜市	81	55	136	918	182	1,100	130	36	166	575	13	588	18	133	151	343	169	512	663
静岡県	368	729	1,097	5,832	1,488	7,320			157			18	0	2,076	2,076			7,302	9,378
静岡市			158	2,269	204	2,473			91			0			198	2,269	204	2,473	2,671
浜松市	0	156	156	784	195	979			0			0	0	275	275	784	195	979	1,254
愛知県	209	1,202	1,411			9,297	638	174	812			93			2,689			9,402	12,091
名古屋市	97	278	375			5,780			226			59			628			6,427	7,055
豊橋市			124			576			16			0			368			576	944
豊田市	161	235	396	502	147	649	25	5	30			0	136	158	294	538	147	685	979
岡崎市	30	66	96	293	73	366			0			0	愛知県に委託			愛知県に委託			0
三重県	362	885	1,247	4,030	1,363	5,393	72	0	72			0			2,244			5,387	7,631
滋賀県	660	652	1,312	1,896	326	2,222	299	68	367	41	1	42	635	766	1,401	1,855	325	2,180	3,581
京都府			660			5,538			126			21			826			5,517	6,343
京都市	58	189	247	2,744	373	3,117	47	54	101			0	11	245	256	2,744	373	3,117	3,737
大阪府	277	967	1,244	4,971	750	5,721	211	43	254	63	18	81	347	1,561	1,908	5,274	807	6,081	7,989
東大阪市	3	91	94			0	24	0	24			0	19	158	177			0	177
大阪市	93	419	512	4,254	677	4,931	108	31	139	20	5	25	283	665	948	4,234	669	4,903	5,851
堺市	10	226	236	789	87	876			96	7	0	7			330	822	131	953	1,283
高槻市	17	43	60	248	16	264			0			0	大阪府に委託			大阪府に委託			0
兵庫県	963	894	1,857	4,497	1,278	5,775	44	2	46			0	946	2,854	3,800	4,591	1,357	5,948	9,748
尼崎市	21	78	99	839	74	913			4	2	1	3	18	117	135			964	1,099
神戸市	228	320	548	3,546	457	4,003	59	45	104			0	227	368	595	3,546	457	4,003	4,598
姫路市	22	141	163	638	114	752	29	0	29			0			261	638	114	752	1,013
三宮市	14	22	36	307	33	340			0			0	14	36	50	307	33	340	390
奈良県	841	436	1,277	1,660	417	2,077	184	3	187	2	0	2	657	1,119	1,776	1,658	417	2,075	3,851
奈良市	28	66	94	597		685	26	2	28			0	32	124	156	539	82	621	777
和歌山県	355	492	847	2,307	887	3,194	141	19	160	13	3	16	479	1,066	1,545	2,293	880	3,173	4,718
和歌山市	88	35	123	623	70	693	73	7	80	2	1	3	47		343			717	1,060

捨て犬・捨て猫問題にどのように立ち向かうか

	引き取り						一般譲渡						殺処分						犬猫合計 殺処分 数
	犬			猫			犬			猫			犬			猫			
	子犬	成犬	合計	子猫	成猫	合計	子犬	成犬	合計	子猫	成猫	合計	子犬	成犬	合計	子猫	成猫	合計	
鳥取県			633			3,170			57			53			1,278			3,060	4,338
島根県	741	821	1,562	4,169	1,808	5,977		57	57			3		2,746			5,975	8,721	
岡山県			1,026			1,848			79			11		2,102			1,829	3,931	
岡山市	77	143	220	559	82	641	16	0	16			0		424	1,271	102	1,373	1,797	
倉敷市			258			1,453	23	0	23			0		833			1,524	2,357	
広島県			3,576			5,935			97			18		3,766			5,909	9,675	
呉市	49	54	103	523	96	619	94	4	98	37	5	42	102	130	232	495	107	602	834
広島市			295			2,052			47			15		261			2,012	2,273	
福山市			963			1,542			62			28		1,319			1,511	2,830	
山口県			4,176			4,257			171			3		4,005			4,254	8,259	
下関市			377	775	153	928			90			0		532	784	271	1,055	1,587	
徳島県	1,868	521	2,389	3,049	588	3,637	84	17	101	8	1	9	3,354	3,197	6,551	3,049	643	3,692	10,243
香川県			4,248			2,121			7			0		4,806			2,115	6,921	
高松市			226			783			5			0		922			783	1,705	
愛媛県	1,110	1,206	2,316	1,735	1,348	3,083	148	10	158	34	0	34		4,026			3,024	7,050	
松山市	296	358	654	630	214	844	36	13	49	9	1	10	254	331	585	574	187	761	1,346
高知県	705	714	1,419	3,289	816	4,105			164			0		2,398			4,105	6,503	
高知市	123	152	275	1,798	101	1,899			60			0		463			1,912	2,375	
福岡県	1,841	1,425	3,266	4,661	1,755	6,416	88	0	88			0	1,753	4,873	6,626	4,661	1,750	6,411	13,037
福岡市	113	286	399	3,223	415	3,638			135			1		830			3,695	4,525	
大牟田市	255	113	368	232	24	256	183	21	204	11	0	11	85	125	210	福岡県に委託		210	
北九州市	447	536	983	3,267	332	3,599	91	23	114	5	1	6	591	833	1,424	3,262	242	3,504	4,928
佐賀県			2,206			3,208			149			4		3,122			3,204	6,326	
長崎県			2,532			5,841			1			0		4,147			5,841	9,988	
佐世保市	212	95	307	2,769	209	2,978			0			0	226	205	431	2,769	209	2,978	3,409
長崎市	131	138	269	3,657	428	4,085	31	23	54	39	0	39	136	256	392	3,618	428	4,046	4,438
熊本県			1,961			3,364			205			15		6,565			3,195	9,760	
熊本市	116	171	287	3,657	428	4,085	190	73	263	39	0	39	13	271	284	768	195	963	1,247
大分県	575	783	1,358	1,088	418	1,506			262			3		3,122			1,499	4,621	
大分市	96	141	237	842	147	989	34	12	46			0		501	842	147	989	1,490	
宮崎県	873	1,435	2,308	2,624	465	3,089	99	52	151			0	1,380	2,687	4,067	2,624	465	3,089	7,156
宮崎市	102	132	234	728	102	830	2	14	16			0	153	250	403	728	102	830	1,233
鹿児島県			2,299			1,582			55			0		5,571			1,578	7,149	
鹿児島市			446			1,630			195			19		397			1,663	2,060	
沖縄県			2,940			5,572			423			72		7,956			5,500	13,456	

出典)『ALIVE 資料集 No.20 全国動物行政アンケート結果報告書 平成 15 年度』地球生物会議 (ALIVE), 2004 年, 6-9 頁⁽²¹⁾。

表 2

動物愛護政策の自治体別分析/2003年度

	予算規模	収容所保 護期間	殺処分の方法	動物愛護担当職員 の設置	動物愛護 担当職員 の人数	動物愛護 推進員の 設置(人 数)
北海道	14,000,000		注射	○	17	×
小樽市			注射	×		×
函館市	11,664,000			×		×
札幌市	80,000,000		ガス室・注射	×		×
旭川市	699,000		注射	○	1	×
青森県			注射	○	7	×
岩手県	17,544,000		ガス室・注射	×		×
宮城県		4日間	ガス室	○	14	×
仙台市	86,668,000		ガス室	×		×
秋田県	22,978,000		ガス室	○	7	×
秋田市			犬は県に委託・猫は注射	×		×
山形県	232,894		ガス室	×		×
福島県			ガス室	○	27	×
郡山市	5,278,000		県に委託	○	2	×
いわき市	15,255,000		ガス室	○	3	×
茨城県	65,358,773		注射	○	10	○(67)
栃木県	64,172,000		ガス室	○	19	○(13)
宇都宮市	17,337,000		県に委託	×		○(73)

捨て犬・捨て猫問題にどのように立ち向かうか

	予算規模	収容所保護期間	殺処分の方法	動物愛護担当職員の設置	動物愛護担当職員 の人数	動物愛護 推進員の 設置(人 数)
群馬県	37,000,000		ガス室	○	29	×
埼玉県	41,000,000		ガス室・注射	同等の職務に服する職員		○(35)
さいたま市	57,464,000		県に委託	○	7	×
川越市	1,211,000		県に委託	×		×
千葉県	90,169,000		ガス室	○	39	×
千葉市	52,228,000		ガス室・注射	○	12	×
船橋市	7,708,893		県に委託	○	7	×
東京都		7日間	ガス室・注射	○	45	○(193)
神奈川県	97,000,000	7日間	ガス室・注射	○	24	×
横浜市	27,440,000		犬はガス室・猫は注射	○	127	○(227)
川崎市	32,077		ガス室・注射	○	41	×
横須賀市	30,586,000		ガス室	○	4	×
相模原市	20,419,116		県に委託	○	10	×
新潟県	31,100,000		注射	○	8	×
新潟市	3,890,000		ガス室・注射	×		×
富山県	13,186,000		ガス室	○	12	○(50)
富山市	3,594,000		ガス室	×		×
石川県	26,000,000		ガス室	○	19	×
金沢市	18,500,000		ガス室	○	2	×
福井県	12,003,000		注射	×		×
山梨県	35,580,000		ガス室	×		○(44)
長野県	50,080,000	7日間	ガス室	○	67	○(46)
長野市	922,000		ガス室・注射	×		○(6)
岐阜県	29,834,000	3日間	ガス室	×		×
岐阜市	18,358,000		ガス室	×		×
静岡県	13,452,954		ガス室	○	55	○(92)
静岡市	16,900,000		ガス室	○	3	×
浜松市	5,677,000		県に委託	×		×
愛知県	89,000,000		ガス室・注射	○	11	×
名古屋市	65,497,000		ガス室	○	80	×
豊橋市	11,900,000		県に委託	○	13	×
豊田市	12,935,000		県に委託	○	11	×
岡崎市	13,474,000		県に委託	○	2	×
三重県	13,530,000		ガス室	○	10	×
滋賀県	126,320,000	7日間	ガス室	同等の職務に服する職員	17	×
京都府	20,000,000	3日間	ガス室	○	26	○(80)
京都市			ガス室・注射	×		×
大阪府	107,802,000	3日間	ガス室	○	175	○(61)
東大阪市	13,411,000		ガス室	×		×
大阪市	61,110,000		ガス室	○	9	×
堺市	11,742,000	3日間	ガス室・注射	○	6	×
高槻市	28,391,000			○	10	×
兵庫県	160,000,000		ガス室・注射	○	36	○(73)
尼崎市	13,088,000		県に委託	○	2	○(6)
神戸市		6日間	ガス室	×		○(108)
姫路市	400,000			×		○
西宮市	24,603,000		県に委託	○	2	○(14)
奈良県	12,366,000		ガス室	×		×
奈良市		4日間	ガス室	○	3	×

	予算規模	収容所保護期間	殺処分の方法	動物愛護担当職員の設置	動物愛護担当職員 の人数	動物愛護 推進員 の設置(人 数)
和歌山県	69,295,000	3日間	ガス室	×		×
和歌山市			ガス室	○	4	×
鳥取県	13,791,000	3日間	ガス室	○	25	×
島根県	16,744,000		ガス室	○	25	×
岡山県	58,618,000	2日間以上	ガス室	○	23	×
岡山市			県に委託	○	5	×
倉敷市	12,600,000		ガス室	○	3	×
広島県	80,315,000		ガス室	同等の職務に服する職員		×
呉市	30,000,000			×		×
広島市	31,561,000		ガス室・注射	○	3	×
福山市	20,000,000		委託	同等の職務に服する職員	7	×
山口県	137,552,000		ガス室	○	70	×
下関市	1,557,000		注射	○	8	×
徳島県	16,188,000		ガス室	○	22	×
香川県	32,082,000	3日間	ガス室	○	17	○(32)
高松市	7,444,000		県に委託	○	5	×
愛媛県	60,600,000		ガス室	○	49	○(104)
松山市	740,000		県に委託	○	18	○(10)
高知県	30,900,000		ガス室	○	57	×
高知市	5,618,000		ガス室	○	3	×
福岡県		3日間以上	ガス室	○	17	○(103)
福岡市	92,395,000	3日間	ガス室・注射	○	11	×
大牟田市	2,500,000		ガス室	○	2	○(3)
北九州市	170,000,000		ガス室	○	5	×
佐賀県	7,000,000		ガス室	×		×
長崎県	7,783,000		ガス室	○	9	×
佐世保市			ガス室			
長崎市	18,848,000		ガス室	×		×
熊本県	6,277,000	3～5日間	ガス室	○	22	×
熊本市	14,500,000		ガス室	×		○(20)
大分県	22,300,000	3日間以上	ガス室	○	13	×
大分市	2,300,000		ガス室・注射	×		×
宮崎県	41,059,000		ガス室	○	33	○(32)
宮崎市	7,280,000		県に委託	○	2	×
鹿児島県			ガス室	○	56	×
鹿児島市	45,667,000		ガス室	○	4	×
沖縄県	48,818,000		ガス室	○	20	×

出典)『ALIVE 資料集 No.20 全国動物行政アンケート結果報告書 平成 15 年度』地球生物会議 (ALIVE), 2004 年, 23-39 頁⁽²²⁾。

表 1 から分かるように殺処分数は自治体によってバラバラであるが、人口比率もあるので、数が少ないから積極的に取り組んでいるとは一概に言えない。例えば東京都は、殺処分数が 1 万を超す 17 の都道府県のうちの 1 つであるが、第 1 章で述べたように捨て犬・捨て猫問題に対して積極的に取り組んでいる地域であるといえる⁽²³⁾。また表 2 の殺処分方法を見るとガス室を使っている自治体と、注射を使っている自治体があるが、まだまだガス室を使用している自治体が多いことが分かる。収容所で保護される期間も 2～7 日間まで様々である。この保護期間の調査で、期間をはっきり定めていない自治体が多いことも分かった。2 日間の公示は法律で定められているが、それ以降どれだけ保護するかは施設の混雑状況によるという自治体もあった。

動物愛護担当職員と動物愛護推進員は、1999 年の動物愛護管理法改正の際に新設されたものである。

動物愛護担当職員には獣医師や、学校教育法に基づく大学において獣医学または畜産学の課程を修めて卒業した専門的知識を持つ者が望ましいとされている⁽²⁴⁾。動物愛護推進員は専門的知識を持つ者のほかにも動物取扱業者や動物愛護団体など民間からも推薦できることとなっている⁽²⁵⁾。しかし表2からも分かるように、動物愛護担当職員は多くの自治体で設置されているものの、動物愛護推進員を設置している自治体はまだ少ない。動物行政といった地域密着型のジャンルは、地元住民の理解や協力あってこそ成り立つものである。行政がすべてを抱え込むことなく、市民に任せられる部分は積極的に任せていくべきである。動物愛護の啓発普及、譲渡先探しなどといったことは、ネットワークの軽い市民同士で知恵を出し合いながら展開する方が効果を上げることができるのではないだろうか⁽²⁶⁾。

次節では、これらの自治体の中でも捨て犬・捨て猫問題に先進的に取り組んでいる神奈川県動物収容施設を紹介していく。

第2節 神奈川県動物保護センター

1972年に開設（当初は犬管理センターという名称、1977年に改称）された神奈川県動物保護センターは、神奈川県平塚市の緑深い山間にある。約21万平方メートルの敷地内には、地上1階、地下1階（犬舎を含む）の本館、猫舎、飼育管理棟などが建ち、その側には慰霊碑や共同埋葬地もある。収容した動物の遺体を産業廃棄物（ゴミ）として処理している自治体が多い中、神奈川県では遺体を焼却の後、敷地内に埋葬している。収容された犬・猫の数は、2004年度には犬が1,491匹（処分数、698匹）で、猫は2,770匹（処分数、2,684匹）に上った。そのうち飼い主自らが持ち込んだ数は犬が375匹、猫が894匹である⁽²⁷⁾。

収容数と殺処分数を比較してみれば分かるが、この保護センターでは犬の場合、793匹が殺処分を免れている。これは全国平均の割合からいっても非常に高い数字である。

その理由として、保護期間が5日間と長く、迷い犬などの返還の可能性が高いこと、健康状態が良好で性格の穏やかな成犬を、不妊去勢手術と基本的なしつけを済ませた上で譲渡していること、また、子犬の里親デーを定期的（毎月第2・第4金曜日）に開催していることなどがあげられる。

猫の場合は犬に比べると著しく処分数が多いが、これは収容される猫の9割が、野良猫などが生んだ生後間もない幼猫の引き取りであり、即日処分になることが多いからである。譲渡可能な月齢の猫に関しては、保護期間中に希望者があれば引き渡されるが、犬に比べると大変少ない状況にある。

猫に対して、子犬の人気は高く、里親デーには4～5倍の競争率になることもめずらしくない。適正な飼育のあり方についての指導を行った後に里親に引き渡している。また、後日、里親を対象とした「愛犬教室」を開き、育て方・しつけ方・疾病の予防・動物に関する法律知識のレクチャーを行っている。

譲渡に際しては、犬や猫たちが再びセンターに戻ってくることがないように細心の注意を払っている。誰にでも譲渡するわけではなく、住居や家族構成などから終生飼養できると判断できない人には譲渡を断ることもあるという。また、神奈川県の条例では、保護センターの管轄区域外（横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市）や他の都道府県の住民には譲渡はできないことになっている。これは譲渡後も適正な飼育が行われているか監視し、指導していくためである。

この保護センターの裏には、「慈」と掘られた大きな慰霊碑がある。それは、人の墓と同じように唐櫃⁽²⁸⁾を持ち、墓としての条件を全て満たすように作られている。慰霊碑は厚生労働省から「正式な墓」

として承認されているが、全国の動物収容施設の中でも、こうした墓は神奈川県にしかない。

動物収容施設に対して一般的には、動物の捕獲・引き取りから処分までを行う所というイメージが強いと思うが、この保護センターの業務は決してそれだけではない。例えば、「ふれあい動物広場」の存在もそうである。それは、動物愛護意識啓発の一環として開園されているもので、毎年数千人単位の来園者を迎えている。広場には飼い主から引き取った子犬を中心に、兎、アヒル、鴨、モルモット、亀などの小動物が飼育されており、自由にふれあうことができるので、幼稚園や小学校低学年の学級ごとの来園も多い。子供たちはここで、動物はおもちゃではなく生きているということを学ぶ。子供がきっかけでペットを飼い始める家庭は多いため、動物愛護精神の底上げのためにも、低年齢層への働きかけは非常に大切であると言える。

この他にも、小学校高学年の児童を対象にした「夏休み小動物飼育体験教室」、動物愛護週間⁽²⁹⁾に神奈川県民を対象に行われる「動物愛護のつどい(パネル展や訓練犬のデモンストレーションなど)」、幅広く動物愛護意識の啓蒙活動に取り組んでいる。

また、1992年5月からはハーモナイゼーション推進事業として、人と動物との調和のとれたより良い生活環境を築くことを目的に、里親や県民を対象に「しつけ教室」、訓練犬(収容された成犬の中から、健康でおとなしい性格のものをを選び、訓練された犬)のデモンストレーションなどを様々な市や町で開催している。

その中には、特別養護老人ホームや心身障害者(児)施設などを訪問する「コンパニオン・アニマル活動」も含まれているが、非常に好評であり、日程の調整が難しいほどの状況にあるという。大勢の人が心待ちにしているコンパニオン・アニマル活動では、「不要」とされて保護センターに持ち込まれた犬や猫が大きな活躍をしている。

神奈川県動物保護センターのこうした取り組みは、全国的に見ても1歩も2歩も進んだ状態にあり、各地の施設、あるいは保健所から毎年数多くの見学者が訪れている。これらの取り組みを行うようになった背景には、特に動物愛護先進国や他地域の取り組みを参考にしているわけではなく、現場で働いている職員が、どうすれば処分数を減らし、譲渡できる犬や猫の数を増やせるかを話し合い、案を出しあって、よい案が出れば採用しているという現場主義の発想があるそうだ⁽³⁰⁾。この保護センターのように積極的な取り組みをしているところは、全国でもまだ10指に満たないのが現実であるが⁽³¹⁾、これに追隨する施設が増えていく必要がある。処分一辺倒のやり方では、動物愛護の意識を育成することはできないし、不幸な命を増やす一方である。

第3節 日本の動物愛護団体の取り組み

近年のペットブームによって捨て犬・捨て猫問題に対して関心を持つ人が増えている。処分される動物たちを減らすために活動している動物愛護団体もたくさんあるが、どれも規模が小さく、ヒト・モノ・カネのいずれの点からも活動に制約がある。動物愛護先進国であるヨーロッパ諸国やアメリカには、行政の活動を補う強力な動物愛護団体が存在してきたが、日本には現在のところ、ヨーロッパやアメリカの有力な団体に比肩できるほどの団体はない。日本の動物愛護団体は数という点ではかなりの数に上るが、いずれも企業でいえば大半が零細企業で、いくつかある法人組織の動物愛護団体もまだ小企業の域を出ない。そのような状況であるから、当然活動の規模も内容も限定的である上、組織相互の連携や役割分担も十分には調整されていない。

日本の動物愛護団体が発展しない理由は多岐にわたるが、基本的には社会との対話や連携が不足し、

現代の社会的ニーズに応える活動が十分にできていないことである。もちろん資金面でいえば税制上の問題があるし、活動面でいえば行政の無理解や非協力が活動に水を差す結果にもなっているであろう。しかし、最も大きな問題は、従来型の団体の組織そのものが制度疲労をおこし、現代社会特有の諸課題に対応しきれなくなっていることである。動物愛護団体間の連携と、統合を視野に入れた組織の再編が必要であると考えられる。それによって、全体として効率的でバランスのとれた活動ができ、社会的影響力を強めることもできる⁽³²⁾。

それとともに世界的に進みつつある、結果対応型の動物愛護活動から予防型の動物愛護活動に移行する組織としての実力を備えることができるのである。そうでなければますます重要になっているペットをめぐるグローバル化した現代社会特有の問題への対応ができず、現状を打破することができないのである。動物愛護団体が果たすべき役割はますます大きくなるはずである。現代の動物愛護問題に対応できる新たな団体の成長は社会的要請といえるであろう。

実際に新しい動物愛護団体が育ちつつある。それは日本の動物愛護や動物行政の将来にとって明るい材料である。そのような団体が、社会との連携を強め、社会にしっかりとした基盤を築き、大きく成長することを期待したい。それとともに、動物愛護団体に限った問題ではないが、民間の人材や能力を社会で活用するために、税制その他の支援策を早急に確立しなければならない⁽³³⁾。

そのためにも動物愛護先進国であるヨーロッパ諸国やアメリカから学ぶべき点は多くある。次章では動物愛護先進国であるアメリカのサンフランシスコで行われている取り組みについて詳しく見ていく。

第3章 海外先進モデル

第1節 サンフランシスコ SPCA

SPCA は 1824 年にイギリスで王立動物虐待防止協会 (RSPCA) として生まれたのが始まりである。その後アメリカに渡り、今では全米に拠点があり、それぞれが独立して活動している。今回紹介するサンフランシスコ SPCA (Society of Prevention for Cruelty to Animals : 対動物虐待防止協会) は 1868 年に設立された動物シェルターのことである。動物シェルターとは日本でいう動物収容施設のことであるが、サンフランシスコ SPCA は日本の動物収容施設とは大きく異なっている。日本の動物収容施設が公設であるのに対して、SPCA は非営利組織 (NPO) の取り組みであり、国の援助は一切受けていない。1,170 万ドルの年間予算は 9 万人を超す善意の人たちからの寄付によってまかなわれている。このシェルターは全米でも有数のマンモスシェルターで、スタッフ約 150 名、ボランティアが約 900 名、2005 年度は避妊去勢手術を 6,533 匹施している。非常に大きな財源と影響力を持ち、広報活動も盛んで、地元でもよく知られている。

このシェルターで引き取られた犬・猫には、それぞれ個室が与えられ、全ての部屋には家具と調度品がしつらえてある。人間が住む部屋らしい空間を作ることで、次に引き取られた先の家庭に早く馴染むことができるようにするためだ。各部屋のドアにかかったカードにはその部屋の動物の名前・年齢・性格・どんな環境に引き取られるのが適しているかなど (家族構成など) の個体情報が記されている。また、犬の場合はボランティアが散歩に連れ出した時間・回数・その時の簡単なコメントを記載するようになっていて、それらは里親希望者が犬の性格を知るためのヒントとなる。さらに、犬を

運動させたりいっしょに遊んだりする「ドッグ・ウォーカー」と呼ばれるボランティアや、部屋で猫を遊ばせる「キャット・ソシアライザー」と呼ばれるボランティアもいる⁽³⁴⁾。

これだけでも日本の収容施設とは大きな差があるが、最も大きな違いは、このシェルターにいる犬と猫は里親希望者が現れるまでいつまでも待つことができるという点である。日本の法律・条例に基づく行政は、最終的には処分という手段を執行せざるをえないが、サンフランシスコ SPCA は民間の NPO であるため引き取りを前提としたシステムで取り組むことができるのである。SPCA は社会生活に適合不能なほどの性質、あるいは治癒の見込みがない病気の場合を除いては、安楽死をさせないとのポリシーを掲げたシェルターなのだ。20 年ほど前に「No Kill City (殺さない街)」の夢の実現に向けて動き始めた。捨てられた犬と猫たちの殺処分をなくす計画である。当初そんなことは不可能と言われていたが、1994 年 4 月 1 日以降、譲渡に適するものは 1 頭たりとも殺していない。

1994 年に SPCA と ACC (Animal Care and Control : 行政の予算でまかなわれる市と郡の動物保護管理課) が交わしたアダプション・パクトという規約により、一般市民からの引き取りに加えて、ACC からはみ出てしまった犬と猫を引き取り、里親を捜す努力をしている。この規約ができて以後、救われた犬と猫の数は画期的に上昇し、年間約 5,000 頭もの犬と猫に家庭を与えているとされる⁽³⁵⁾。この確率の高さが、そのまま SPCA の高い評価につながっている。ここまでの好成績の理由はたくさんあるが、最初の段階で、シェルターの動物を引き取ることが生命を救う意義深いことだという認識を社会に広め、その上で市民が犬と猫を飼いやすくするために、あらゆるサービスを提供しているという点が考えられる。そして飼いはじめてからも、より快適に共同生活を営むためのサポート、一歩進んで動物といっしょにボランティア活動をして、社会に貢献する手助けまでしている。SPCA では犬・猫を救うためだけではなく、救った動物と市民が快適に共存、共生するためのプログラムも多数行っている。次節ではサンフランシスコ SPCA が取り組んでいる様々なプログラムについて詳しく見ていく。

第 2 節 サンフランシスコ SPCA の取り組み

ここサンフランシスコ SPCA の犬と猫たちは健康が保証されており、付属の病院で避妊・去勢手術とワクチンの接種、各種検査も早々に済んでいる。引き取り後 30 日間の医療は無料であり、成犬は基本的なしつけもできている。その後もしつけのカウンセリングは常時行っており、より高度なしつけを希望する場合は専門の知識と実績をもつトレーナーが請け負う。

「アダプション・アウトリーチ」というプログラムでは、市内 20 ヶ所以上に犬と猫を毎日連れて行き、里親探しを展開している。ボランティアが犬と猫を連れてパレードに繰り出す光景も珍しくないそうだ⁽³⁶⁾。

これらプログラムの中でも名高いのが「避妊・去勢プログラム」である。増えすぎてしまった犬と猫の数を抑えるため、SPCA では避妊・去勢に非常に熱心である。サンフランシスコ市の猫（飼い猫でも野良猫でも可）、ピットブル、ロットワイラーを手術のために連れてきた人は、褒美として 5 ドルのキャッシュバックが受けられる。日本の野良猫対策に頭を悩ませ、自ら料金を捻出して手術させている人々にとっては夢のような話である。サンフランシスコ SPCA のメインのビルに隣接した「避妊・去勢センター」はサンフランシスコ市が犬猫の過剰頭数と闘う最前線基地であり、1 日に平均 25～30 以上の手術をこなしている。運び込まれる犬と猫は熟練した獣医師と技術者、看護師に手際よく施術され、飼われている動物はその日のうちに帰宅、シェルターに保護される動物と野良猫は回復室でしばらく過ごす。手術が終わると、野良猫の麻酔が覚めないうちに獣医師達は、他に傷がないか、耳ダ

ニがいらないか、歯は大丈夫か、体中をくまなく調べる。これがこの猫たちにとって一生で一度きりの、病院にかかるチャンスかもしれないからである⁽³⁷⁾。

「フェラル・キャット・アシスタンス・プログラム」では野良猫を捕まえるための安全で効果的、なおかつ人道的な罠に使う器具、その使用方法を教えてくれる。他にもこのプログラムでは野良猫に関して苦情を言う人（「餌をやるな」や「餌をやるから集まってくるんじゃないか」など）への防衛手段や、生まれたての子猫を発見した際の救急処置法、野良猫を慣れさせるコツ、移動させるコツ、猫が病氣らしいと思ったらどうするかなど、サンフランシスコの野良猫たちの生きる権利を守るためのプログラムである。1993年にこのプログラムが始まって以来、ボランティアは各自のテリトリーを決め、野良猫を捕まえてはSPCAに通って手術を受けさせ、その総数を画的に減らしている。税金を使わず、殺さずに結果を出しているのだ⁽³⁸⁾。

「ペット・グルーミング・カレッジ」は犬と猫のトリマーの資格を取る学校で、授業料はかかるがカリキュラムの最後に自力でビジネスを始めるノウハウまで教えてくれる。トリマーの資格を取る学校は日本でも多く見られるが、SPCAのようなNPOが運営している学校はまだない⁽³⁹⁾。

日本も同じだが、動物の入居を断るアパートやビルは多い。「オープン・ドア・プログラム」では家主の理解を得るための訴え方を教えてくれる。家主をどうやって説得するか、自身が責任ある飼い主で良い借り手であることを証明するには何が必要かなど、具体的に指示されている。提出すべき効果的な「ペットの履歴書の見本」には身体的特徴に加えて気性、SPCAでのトレーニング記録、日課（どういう場所に出かけ、どういう運動をしているか）、健康状態とグルーミング・入浴頻度、最後に飼い主としての愛情と責任の深さを記すようにとの指示がある。また空き室のペット可の不動産情報まで提供している⁽⁴⁰⁾。

「ペットと高齢者のためのプログラム」では、シェルターから犬と猫を譲り受けるのに通常28ドルかかるが、高齢者に限り無料となる。さらにペットフードのクーポン、首輪や食器、ケージ、グルーミングカレッジでの無料のトリミングなどの特典も付いている。またワクチンから手術まで、ペットの生涯でかかる医療費をSPCAのクリニックでは低料金にしてくれる。年金生活者、生活保護を受ける家庭にもこのプログラムが適用されている。

「ホームレス・サービスプログラム」では自己負担がゼロとなる。ホームレスの人が飼う犬と猫は病気で怪我でも手術でも、どんなにかさむ治療であっても無料となる。ただし、避妊・去勢がまだの場合は手術に同意することが交換条件となっている⁽⁴¹⁾。

かつてシドという犬の飼い主が自分の死後、愛犬の面倒を見てくれる人がいないことを心配して、その際には安楽死させてほしいと文書を残し亡くなった。一時的にシドを保護したSPCAは半年かけて法廷で争い、動物の生きる権利を勝ち得た。シドはその後、新しい家族とともに5年間を過ごすことができた。こうした身の上の犬と猫に里親を探すのが「ザ・シド・サービス」である。事情を納得した引き取り手があった場合は、その動物には生涯SPCAの付属病院に無料でかかる特典が与えられる。なかったら、生涯をシェルターで過ごすこととなる。このサービスのおかげで飼い主を亡くした犬と猫が宙に浮くことはない。そしてこのサービスにより、愛犬・愛猫を最後まで守れなかったらと案じる一人暮らしのお年寄りの心の負担を軽減することができるといえる⁽⁴²⁾。

「ヒューメイン・エデュケーション・プログラム」とは動物とのふれあいを通して、子ども達の中に思いやりや慈しみの心を育てようとするものである。SPCAの職員が小学生以下、8歳から11歳まで、12歳から16歳までと年齢別に分けたクラスに出張し、シェルターの動物たちの生態、彼らとの

接し方、育て方などを教える。さらに増えすぎた犬と猫の問題、絶滅危惧種の保存、環境についていっしょに考えるためのプログラムである⁽⁴³⁾。

「ヒアリング・ドッグ・プログラム」ではその名の通り、聴導犬の育成をしている。このプログラムが発足してから約400頭の聴導犬が巣立っていった。そのほとんどがシェルター出身の雑種だそうだ⁽⁴⁴⁾。

「アニマル・アシステッド・セラピー（動物介在療法）」は近年、日本でも聞かれるようになってきた。SPCAのボランティアが動物を伴って病院・療養所・施設・老人ホームへ赴き、子ども達やホスピス患者、心の病を持った人々を訪問する。心と身体を自身の孤独な世界に閉じこめるバリアを動物たちがゆっくりと溶かし、それによる医学的な成果も上げている。現在は約130名のボランティアが動物と訪問活動を行っている⁽⁴⁵⁾。

「フォスター・ペアレント（育ての親）」というプログラムでは、生後間もない幼犬・幼猫を譲渡に適するまで育ててシェルターに返すことと、動物介在療法の犬を育てるということを行っている。このフォスター・ペアレントがそのまま飼い主になることも多いようだ⁽⁴⁶⁾。

これまで紹介してきたプログラム全てを一度に実施できなくても、SPCAに一步でも近づきたいという希望を持つ団体のために「ミッション・ポッシブル」というプログラムが用意されている。これはSPCAをモデルとした「No Kill」のプログラムと運営方法を学ぶための2日間のトレーニングセミナーである。宿泊・食事・交通費以外は無料で、午前8時から午後4時まで、地域との関わり方から金銭出納に関してまで事細かに教えてくれるようだ。

1,170万ドルという寄付の額だけを聞くと驚くが、プログラムの内容を知るとその額にも納得させられる。動物のため、動物が好きな人間のため、両者がうまく幸せに生活していくために、これだけのサービスを整えた団体をサポートしたいと多くの人が思うのは自然の成り行きかもしれない。ハード面の充実度に加えて、活動の広がりにおいてもこのシェルターは世界でもトップクラスに位置している⁽⁴⁷⁾。

第3節 サンフランシスコ SPCA と ACC の協力関係

第3章第1節で述べたACCは日本の動物収容施設に近いもので、行政の施設である。ACCは全国にあり、各施設によって活動内容は大きく異なっている。主に犬・猫・鶏・兎・エキゾチックアニマルなどを扱い、野生動物の保護、ワクチン接種、動物感染症の予防、犬・猫の登録、地域ボランティアの育成などを行っている。またアニマルコップ（動物警察）もACCの活動の主幹の1つである。スタッフ数は決して多くなく、獣医は1名しかいない。活動の多くはボランティアによって行われている。

ACCでは譲渡可能な犬の殺処分は行わないというポリシーを持っている。しかし全ての動物を受け入れるため、譲渡の難しい場合は安楽死も行っている。一方、SPCAでは「No Kill」を掲げている。それができるのは、受け入れの際に譲渡可能性の高い犬・猫を選んでいるからである。つまり、残りはACCなど他の殺処分を行うシェルターに送られることがあるので、間接的にはSPCAも安楽死を行っていることになるのかもしれない。

SPCAが掲げる「No Kill City」には実際のところ、賛否両論がある。安楽死を行うシェルターは印象が悪くなり、No Kill シェルターの方により多くの寄付金が出てしまうという可能性もある。またNo Kill シェルターは長期滞在の犬・猫を増やすので、施設の保護数も減ってしまい良くないという意

見もある。このように規模もタイプも違う施設が協力体制をとり、良い結果が残せているのはどうしてだろうか。それはそれぞれの施設がお互い役割分担をして、協調して活動しているからであると言える。例えば、SPCAはACCで収容できるスペースが足りなくなった場合、ACCから譲渡を引き受けている。また、資金不足などで行動専門家を置けないときは、SPCAが問題犬のリハビリなどをサポートしている。ACCは市の財源で運営されているので、経費節減をされると苦しい状況に置かれるため、それをSPCAが資金面と技術面からサポートしているのだ。行政の施設が資金も含めてNPOの支援を受けるとは、日本では信じられないことである。一方、ACCは正しい飼育を推進し、動物虐待のパトロールを行っている。相互補完の関係を互いに認識し、同じ目標に向かって協調行動を展開しているといえよう⁽⁴⁸⁾。このように動物愛護には様々な考え方や活動がある。シェルター同士が同じ目標に向かって、市民や地域社会に支えられながら幅広いネットワークと協力体制を構築していく。この関係性は、次章で論じるように日本にも大きな示唆を与えるとといえるだろう。

第4章 サンフランシスコ SPCA モデルと日本への示唆

第1節 No Kill City と協力体制

多くのシェルターが存在するアメリカの中でもサンフランシスコ SPCA は最も成功したシェルターの1つである。その秘訣は、第1に避妊・去勢手術を徹底し、保護受け入れ数を減らしたことである。これは単に今いる捨て犬・捨て猫を譲渡するという役割だけでなく、未来の捨て犬・捨て猫を減らすという重要な役割を果たしている。第2に問題犬のリハビリ・トレーニングやフォスター・ペアレント制度（保護動物の一時預かり）を通じ、譲渡しやすくしていること、第3に公共のシェルターと協力体制をとり、SPCAが譲渡センターとしての機能を徹底させていることがあげられる。この3つは、現在の日本が動物愛護政策を行う上で不十分な部分であり、これから必要な要素であるといえる。

サンフランシスコでは官民一体となって「No Kill City」の目標に向かって取り組んでいる。この協力体制は今後日本が一番学ぶべき点ではないだろうか。確かに日本でもボランティアの方と協力して譲渡作業を行っている自治体もあるが、数は多くない。第2章第2節で紹介した神奈川県動物保護センターも譲渡事業をボランティアと連携しているが、施設なども見て本当に信用できるところの一部の団体だけしか相手にしていないようだ。これではサンフランシスコのような協力体制はとれない。また譲渡事業以外にも適正な飼育方法の普及活動や、不妊去勢普及事業、虐待防止普及事業なども官民一体で行うべき課題である⁽⁴⁹⁾。

第2節 サンフランシスコ SPCA モデルの導入に向けて

日本では一部の人が個人レベルで保護をしている実情がある。個人での保護には持続性や資金にも限界があるので、サンフランシスコ SPCA のようなシェルターが日本でも求められている。しかし、日本はこうした海外事例に学びながら、シェルターができた後に起こる問題も見越して動かななくてはならないと考える。

サンフランシスコ SPCA には素晴らしい施設と財源があり、収容頭数も減ってきている。確かにシェルターはたくさんの犬・猫を譲渡し、処分数を大幅に減らしたが、一部では捨てても殺されないという選択肢が犬を捨てやすくさせる、もしくは気軽に里親になることで、犬が里親とシェルター間を

何度も往復するといった問題を引き起こす可能性も否めない。

多くの場合、保護する側は殺処分寸前の動物たちを目の前にして、譲渡先を見つけることで精一杯になって飼い主教育にまで手が回らないということが考えられる。しかし、犬は一度人との絆を作ったら二度と忘れないといわれる動物であり、何度も飼い主が変わることは非常に酷なことである。また猫であっても頻繁な環境の変化は大きなストレスになる。譲渡数を増やして殺される動物たちを減らしていくことはもちろん一番大切なことであるが、同時に捨てさせないように飼い主に適確な指導を与える場であり、譲渡された動物たちがもう二度と捨てられたいないように譲渡先の審査をきちんと行うシェルターを、サンフランシスコ SPCA モデルを参考にしながら日本に作っていく必要があると考える。

おわりに

動物の愛護や権利を語ることはとても難しい問題である。動物愛護精神の浸透は必要不可欠であると考え、いくらそれに正当性があっても社会から共感を得られないような活動では影響力を持つことはできない。今日の日本のようにペットに対する意識が成熟しているとはいえない社会で、一握りの有識者が強硬な訴えを行えば、かえって反感をかうようなことになりかねない。遠回りのように見えても、そこにどんな問題があり、どう改善してゆくべきかを1つずつ考え、地道に活動を続けてゆくことが、結局は幅広い意識の向上につながり、動物たちの利益をもたらすのではないだろうか。動物愛護の先進国であり、動物に関する優れた法を持つ欧米でさえ、動物自体に固有の権利があるという考え方が急速に広まっていったのは1970年代を迎えてからのことである。動物の固有の権利が実体化していくためには、まず彼らに対する相応の理解と知識が必要である⁽⁵⁰⁾。

日本が先進国の状況に追いついていくために学ぶべき指針として、動物行動学における研究が世界的に高い評価を得ている M.W.フォックス⁽⁵¹⁾が提唱する「動物の4つの基本的な権利」を紹介する。

- ① 正しい環境を与えられる権利
- ② 正しい理解と関係を維持する権利
- ③ 正しい繁殖が行われる権利
- ④ 正しい栄養を与えられる権利

これらの権利は総合予防医学の原則として、アメリカ総合獣医学会によって認知されているものである。この4つの原則をみると、当たり前でごく普通のことであると感じるかもしれない。しかし、改善しなければならない問題が日本では山積みしている以上、基本に立ち返って考えてみる必要があるのではないだろうか。そこでこの4つの権利をペットに当てはめるならば、次のような権利の具体化に関する方向性が見えてくる。

まず①の環境については、飼っている種の体型や特性に即した清潔で安全な住まい（ケージなども含む）や、自由に行動できる空間、運動量の確保といった条件をそろえる必要がある。これらの基本的な環境を大切にすることにより、彼らのストレスは軽減され、健康への配慮にもつながってゆく。

②にある「正しい理解と関係の維持」は、日本のペット事情に一番欠けているものであるといえる。自分が飼おうとしている種の特性を知らないままペットを飼い、手に余り捨てるというケースが増えていることを紹介したが、その事実は②にたいする意識の薄弱さを如実に表している。この権利は、ある意味で他の3つの権利全ての根幹になるものである。動物の適性に関する理解が確立すれば、日

本が抱えるペット問題の多くは改善するであろうし、他の権利も無理なく守られてゆくのではないだろうか。ペットの生活には一定の知識が絶対に必要であり、またその一生に関わる覚悟がないのなら動物を飼う資格はないのである。

③の「正しい繁殖が行われる権利」について、フォックスは動物の不利益になるような無理な改良を行わないことと、股関節形成不全、網膜変性、極度の恐怖症や興奮症、予知できない攻撃性のような遺伝的異常を次世代に伝えてはいけなく指摘している。しかし日本ではこの指摘が尊重されるどころか、人間のビジネスに関する権利ばかりが追求された結果、様々なトラブルが報告されるようになっている。例えば元来、性格が温和で飼育しやすいはずのゴールデンレトリバーには、かなりの支配性や攻撃性を持つ個体が現れ始めている。この普通では考えられない事態を引き起こしたのは、正しい選択交配が行われていない日本の繁殖現場であり、子犬を母犬から早く引き離す弊害を少しも思わず、幼い生体を欲しがるとい主達である。また、調教性の高い犬種をそうした状態にまで追い込んだ背景には、過熱するペットブームが大きく関わっていることはいまでもない。欧米各国が法整備を含む動物愛護体制を整え、すでに動物に固有の権利を認めようと運動を進めているときに、種の本質を失った「流行犬」を作り出してしまふブームのなんと愚かなことか。私たちはこの状況の早急な改善に努める時期に来ているのだ。

ペットの繁殖に関する問題で、もう1つ取り組まなければならないのは避妊と去勢の問題である。ペットには「正しい繁殖が行われる権利」があるが、動物の命を守るためには繁殖に対する適正な人為的介入の義務もあるのではないだろうか。日本には溺愛をうけるペットたちが多く一方で、飼い主の身勝手から「不要」とされ、死に追い込まれるペットたちも数多くいる。そうした不幸な現実を少しでも減らしていくためには、手術の徹底がどうしても必要になる。手術を「かわいそうだ」として否定する人には、収容施設を見学に行くことを勧めたい。死を待つ動物たちの姿は、日本のペットブームの底の浅さと、これからの義務を教えてくれるはずである。この状況が改善されない限り、繁殖の制限は動物愛護においてやむを得ない選択として許容されるだろう。

④の権利は①と同様に、飼っている種の適性、体重や年齢にあった食事をさせることが基本である。これを怠ると、「成長、病気に対する抵抗力などはもちろん、気質や知性にまで有害な影響を及ぼすことも予想される」とフォックスは指摘している⁽⁵²⁾。毎日新鮮な水と必要栄養素を含んだ良質のフードを与える。それはわずかな心掛けさえあればそう難しいことではないはずである。特に将来を左右する発育期（誕生から生後6ヶ月あたりまで）を預かることの多いブリーダーや販売業者は④の権利をより尊重する必要がある。

今の日本は華やかなブームに浮かれているというのは言い過ぎであろうか。日本社会にペットに対する成熟した意識が広がっていくためには、「4つの権利」を確認し続けることは必要不可欠であると筆者は考える。この「4つの権利」が守られていれば、はじめの図1で示した構図は生まれにくいはずである。快適に暮らす権利は人だけのものではない。環境・栄養・健康・衛生・心理といった面の十分な配慮を行って初めて、私たちはペットと暮らす資格を持てるのである。感情ある生きものとの共生で、人だけが幸せであっていいはずがないし、彼らの福祉を思う社会は、人にとっても優しく住みやすい社会といえるのではないだろうか。そしてそのような社会でこそ、互いが本当の意味での「パートナー」となれるのである。

本研究では日本の動物愛護政策の現状と、動物愛護先進国の取り組みを並行して見てきたことで、日本が抱える様々な課題や進むべき方向を見出すことができた。しかし、まだ分析が不十分な点多

く残っている。日本における動物実験の問題や、動物警察の導入について、地域猫についてなどは本論文では言及できなかったため、この研究の今後の課題としたい。

《注釈》

- (1) 宇都宮直子『ペットと日本人』文芸春秋、1999年、39-45頁。
- (2) 嘉田由紀子『環境学入門9 環境社会学』岩波書店、2002年。
- (3) 神戸市で発生した児童連続殺傷事件とは、神戸市須磨区で1997年に発生したもの。犯人は「酒鬼薔薇聖斗」と名乗り、神戸新聞社に犯行声明文を送りつけた。加害少年は当時14歳。
この事件を契機として、一気に少年犯罪見直しの声が高まり、結果的には「14歳から少年の刑事処分可能」と少年法が改正されることになった。
加害者の少年は、事件が起きるずっと前から動物虐待を繰り返していたことが分かった。法律が動物を「物」扱いせず、欧米のように「尊い命」としてその生存権を厳しく認めていたら、少年が動物虐待を繰り返している段階で保護でき、このような事件を防げたのではないかとされている。こうしたことからこの事件は動物保護管理法改正のきっかけとなった。
- (4) 動物愛護管理法研究会『改正動物愛護管理法一解説と法令・資料一』青林書院、2001年、3-126頁。
- (5) 打越綾子「自治体における動物愛護管理政策の構造と過程（東京都ハルスプランを事例にして）」『成城法学』73号、2005年を参照。
- (6) 動物愛護管理法研究会、前掲書、127頁。
- (7) マイクロチップとは、皮膚の下に埋め込む小さな電子標識器具（ICチップ）のことである。マイクロチップを装着していると、動物が迷子になっても、すぐに身元確認ができ、飼い主の元に戻ってくる。
- (8) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室発行、パンフレットを参照。
- (9) 動物愛護管理法研究会、前掲書、81頁。
- (10) 同上、110-111頁。
- (11) 打越、前掲論文、108-110頁。
- (12) 動物愛護管理法研究会、前掲書、3-32頁。
- (13) 宇都宮、前掲書、88-90頁。
- (14) ALIVE, AVA-net, 生きものSOS調べ。
- (15) 地球生物会議（ALIVE）『ALIVE資料集No.20 全国動物行政アンケート結果報告書 平成15年度』2004年、45頁。
- (16) 同上、42頁。
- (17) 同上、44頁。
- (18) 同上、47頁。
- (19) 動物愛護推進員については動物愛護管理法第21条で、「都道府県知事は、地域における犬・ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有するものの中から、動物愛護推進員を委嘱することができる」としている。
- (20) 吉田眞澄『動物愛護六法』誠文堂新光社、2003年。
- (21) 『ALIVE資料集No.20 全国動物行政アンケート結果報告書 平成15年度』に掲載されている表を参考に筆者が加工して作成。
- (22) 『ALIVE資料集No.20 全国動物行政アンケート結果報告書 平成15年度』に掲載されている表を参考に筆者が比較項目を抜粋しなおし、加工して作成。
- (23) 地球生物会議（ALIVE）、前掲報告書、43頁。
- (24) 動物愛護管理法研究会、前掲書、93-94頁。
- (25) 同上、106-109頁。
- (26) 地球生物会議（ALIVE）、前掲報告書、47頁。
- (27) 神奈川県動物保護センター『動物保護センター事業概要』2005年、12頁。
- (28) 墓石の下に設けられた石室のこと。
- (29) 9月20日から26日。1949年2月にGHQから、毎年3月21日の春分の日を動物愛護デーとするよう指示があり、これを受けて日本畜産協会などが中心となり、この日に動物愛護に関する行事が行われるようになった。1951年からは春分の日を中心とした1週間を動物愛護週間として日本動物愛護協会などが中心となって行事を行うこととなったが、春分の日を中心とした週間では北海道や東北ではまだ雪が残っていて屋外行事が行いにくいこ

とや、学校が春休みに入ってしまうことなどから、1954年からは秋分の日を中心とした1週間を動物愛護週間とするようになった。

- (30) 2006年1月31日、神奈川県動物保護センターにヒアリングに伺った際の議事録に基づいて記述。
- (31) 全国の都道府県市町村には79施設がある。
- (32) 吉田真澄『ペットと暮らすー共生のかたちー』人文書院、2001年、161頁。
- (33) 同上、162頁。
- (34) 渡辺眞子『捨て犬を救う街』WAVE出版、2002年、34-38頁。
- (35) 同上、32-40頁。
- (36) 同上、43頁。
- (37) 同上、44頁。
- (38) 同上、44-45頁。
- (39) 同上、46頁。
- (40) 同上、46-47頁。
- (41) 同上、47頁。
- (42) 同上、47-48頁。
- (43) 同上、48頁。
- (44) 同上、49頁。
- (45) 同上、49-50頁。
- (46) 同上、50-51頁。
- (47) 同上、52頁。
- (48) 同上、54-59頁。
- (49) 地球生物会議 (ALIVE)、前掲報告書、48頁。
- (50) 宇都宮、前掲書、177-178頁。
- (51) 1937年、イギリス生まれ。ロンドン大学で心理学及び行動学の博士号を取得。獣医師であり、ワシントン大学の心理学准教授や合衆国動物愛護協会副会長としても活躍。動物の行動学についての研究は、学会でも高い評価を得ている。全米で人気の動物コラム「Ask Your Animal Doctor」を25年間連載し、アメリカで最も信頼されている動物学者。
- (52) 宇都宮、前掲書、176-182頁

《参考文献》

- ・宇都宮直子『ペットと日本人』文芸春秋、1999年
- ・渡辺眞子『捨て犬を救う街』WAVE出版、2002年
- ・動物愛護管理法令研究会『改正動物愛護管理法』青林書院、2002年
- ・吉田真澄『動物愛護六法』誠文堂新光社、2003年
- ・ALIVE資料集『海外の動物保護法② 英国編』地球生物会議 (ALIVE)、2000年
- ・ALIVE資料集『海外の動物保護法③ 米国編』地球生物会議 (ALIVE)、2000年
- ・ALIVE資料集『平成15年度版 全国動物行政アンケート結果報告書』地球生物会議 (ALIVE)、2004年
- ・ALIVE資料集『動物保護法の策定と運用のために』地球生物会議 (ALIVE)、1999年
- ・打越綾子「自治体における動物愛護管理政策の構造と過程 (東京都ハルスプランを事例にして)」『成城法学』73号、2005年

*本論文を書くにあたって、神奈川県動物保護センターの猪俣秀哉氏には、施設の見学からインタビューに至るまで非常に親切に対応して頂いた。この場を借りて厚くお礼を申し上げたい。